

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

パート・非常勤部会ニュース No. 12

大阪市北区錦町2-2 国会会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2010・7・8

希望するすべての非正規社員の正社員化を！

6月22日、日本郵政本社前で「正社員化を求める本社前集会」が開かれました。郵政ユニオン、郵産労組員が100名を超えて、参加をし、「公正・公平な正社員化を要求する」署名、「均等待遇署名」と合わせて22,126筆が本社に提出されました。希望者の正社員化を求めて全国キャラバンが展開され、大阪でも短期間でしたが2,809筆の署名にご協力いただきました。大阪では、府下の郵便局29局の前で6月9日～6月25日の間、早朝宣伝を行いました。チラシの受け取りは大変良くて、カバンに入れる人、取りに来る人、読みながら局に入る人の姿が多く見られました。正社員への応募資格は、当初、3年以上勤務で週の所定労働時間が30時間以上とされていましたが、週30時間未満でも所属長が認めれば応募できることになりました。「30時間未満でも応募できるようにしてほしい」と非正規社員は要求していました。しかし発表は直前の6月15日の応募日で、周知が心配されます。適正試験及び作文試験を経て、面接試験があり、11月から正社員として採用されます。



6・22 本社前集会



枚方局前での早朝宣伝



布施局前での早朝宣伝

人事院が非常勤職員の規則改正概要案を公表

制度の趣旨

- 日々雇用を廃止する。
- フルタイムの非常勤職員として「期間業務職員」を新設など

採用

- 任期は会計年度内で最長1年
- 採用は面接を義務とし、その他の能力実証による。
- 公募を原則とする。
- 2回は公募によらず勤務実績に応じて採用（更新）できる。
- 3年目の期間従業員は公募して、適任と判断されればさらに3年間は勤務できる

任期

- 雇用中断期間は不要となる。
- 雇用中断期間がなくなれば、共済組合、退職手当、育児休業などどうなるのかとの質問に対し、人事院は、所管ではないが、共済組合は1年を超えた日から加入、退職手当は通算での支給の方向、育児休業制度の適用問題などについて別途検討中と聞いている、としている。

施行期日

- 8月上旬公布、10月1日施行（「自治労連の考え方と当面の対応について」より）

非常勤職員の雇用にかかわる制度の検討をすすめている人事院は6月29日、労働組合に対して人事院規則の改正概要案を提示し、翌30日からは、広く国民の意見を募集する「パブリックコメント」として、改正概要案をホームページで公開しました。

規則改正概要案は、春闘期の最終回答で公務労組連絡会に示された「日々雇用」の廃止を具体化する内容となっています。人事院は、当初、同一府省において雇用することができる期間について、「3年という上限を設ける必要がある」としていましたが、公務労組連絡会などが安心して働き続けられる制度を求めるなかで、こうした制限を設けずに規則改定をすすめることを明らかにしました。

臨時・非常勤職員の雇用改善にむけて一歩前進となるもので、今後、より良い制度にしていくために、現在、とりくみ中の人事院・各省あての「要求ハガキ」の集約をすすめ、人事院との交渉をすすめていきます。また、「パブリックコメント」を活用して、7月29日まで人事院に直接意見を伝えることもできます。詳細は、人事院のホームページ（<http://www.jinji.go.jp/iken/050201002.htm>）を参照して下さい。（公務ネットニュース No. 840より）

有期雇用についてのシンポジウム・学習会のご案内

公務が有期雇用でいいのか！

日時 7月25日(日) 13:30~16:30
場所 エルおおさか2階文化フラザ
コーディネーター 城塚 健之弁護士

なんで有期契約なん？

大学非常勤職員問題
日時 7月24日(土) 14時~16時
場所 大阪府社会福祉会館506号